

辻堂海浜公園駐車場管理基準

(名称等)

第1条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)名称： 県立辻堂海浜公園駐車場

(2)所在地： 藤沢市辻堂西海岸3-2

(管理者)

第2条 駐車場は、次に掲げる者（以下、「管理者」という。）が管理する。

(1)管理者の所在地： 横浜市中区扇町三丁目8番地8

(2)管理者の名称： (公財) 神奈川県公園協会・(株) オーチャー グループ
グループ代表 公益財団法人 神奈川県公園協会

(3)管理者の電話： 代表045-651-0930

(4)管理者の代表者： 公益財団法人 神奈川県公園協会 理事長 平野 浩一

(通則)

第3条 この管理基準は、県立辻堂海浜公園駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(契約の成立)

第4条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この管理基準を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間等)

第5条 駐車場の営業時間は、原則として、5時00分から21時00分までとするが、一部0時00分から24時00分までとする。

(時間制利用の利用期間)

第6条 駐車場の1回の利用は、駐車券を受け取った日の営業時間終了時までを限度とする。

ただし、やむを得ない場合は、管理者の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第7条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

(1)自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損傷、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2)保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3)工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第8条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ12.0m、幅2.5m及び重量20tを超えないものに限る。

(駐車場の入出等)

第9条 車両が入庫するときは、入口自動駐車券発券機において駐車券を取り、係員がいる場合にはその指示する駐車位置に入庫するものとし、出庫するときは、出口駐車料金自動精算機に駐車券を入れ、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

また、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第10条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第11条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1)徐行すること。
- (2)追い越しをしないこと。
- (3)出庫する車両の通行を優先すること。
- (4)警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5)標識等又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第12条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1)所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2)紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは利用者が持ち帰ること。
- (3)運転者は場内において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (4)場内において宿泊しないこと。
- (5)やむを得ず、車両を洗浄又は修理等する場合は管理事務所の許可を得ること。
- (6)場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに管理事務所へ届け出ること。
- (7)駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (8)場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対しないこと。
- (9)その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第13条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を撤去させることができる。

- (1)駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2)引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3)著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4)非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5)駐車場の目的以外に使用するとき。
- (6)駐車場の秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (7)駐車場の施設を破損するおそれがあると認めたとき。
- (8)その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第14条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1)利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2)利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき。

(事故に対する措置)

第15条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(時間制駐車料金及び減免等措置)

第16条 第5条に規定する日時に駐車場を利用しようとするときの時間制駐車料金は、車両1台につき、別表のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当する自動車については、その利用料の全部又は一部を免除する。

・全額免除の対象

- (1)社会福祉事業を営む団体等が事業のために公園を利用する場合。
- (2)義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教科として公園を利用する場合。
- (3)地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合。
- (4)国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合。
- (5)身体障がい(児)者、知的障がい(児)者、精神障がい者が公園施設を利用する場合。
- (6)公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合。

・5割免除の対象

- (1)電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県産業労働局産業部エネルギー課が発行する『神奈川県電気自動車認定カード』を提示した場合。ただし、神奈川県が『EVイニシアティブかながわ』を推進する期間に限る。
- (2)免除した価格は、10円未満切上げとする。

(時間制駐車料金における駐車時間)

第17条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

(営業時間等、時間制駐車料金及び減免等措置の変更)

第18条 第5条及び第16条を変更しようとするときは、藤沢土木事務所長の承認を得なければならない。

(引取りの請求)

第19条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第6条に規程する期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第20条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第21条 管理者は、第19条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第22条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に足して通知又は駐車場において掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りなされないときは、催告をした日から3ヵ月を経過した後、利用者に通知又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知又は駐車場において示す。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に戻還するものとする。

(保管責任)

第23条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第24条 管理者は、車両保管にあたり、第26条の規定により場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第25条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第26条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1)自然災害その他不可抗力による事故

(2)当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3)管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

(4)第7条の規定による営業休止等の措置

(5)第15条の規定による措置

第27条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

(緑化協力金)

第28条 緑化協力金制度実施要綱第3条（実施駐車場）別表第3より、辻堂海浜公園駐車場は該当するので、同要綱に基づき利用者が1回利用することに20円の寄付金を任意にて、預り金方式により徴収する。

(その他)

第29条 この管理基準に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

(附 則)

この基準は、令和元年10月1日より施行する。これに伴い従前の基準は廃止する。

(別 表)

駐車場利用料金表

車種	最初の1時間	以降30分毎	備 考
大型車	1,050円	530円	・消費税含む。 ・普通車においては1日上限料金を1,250円（税込）とする。ただし、夏季期間（7月の第2週の土曜日から9月の第2週の日曜日までのプール開場期間中）は除く。
普通車	430円	220円	
二輪車	無料	無料	